

桐生都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

桐生都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	476.8千人	おおむね451.0千人
市街化区域内人口	334.3千人	※1 おおむね317.8千人
配分する人口	—	おおむね319.2千人
保留する人口	—	—
(特定保留)	—	—
(一般保留)	—	—

※1 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

理 由 書

平成27年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和7年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

また、次の地区で急傾斜地崩壊対策事業が実施され、コンクリート擁壁が設置されたことに伴い、地形地物の変更が生じたことから、区域区分の境界を実態に合わせて変更するもの。

記

1. 相生町二丁目山廻地区

桐生都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

桐生都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

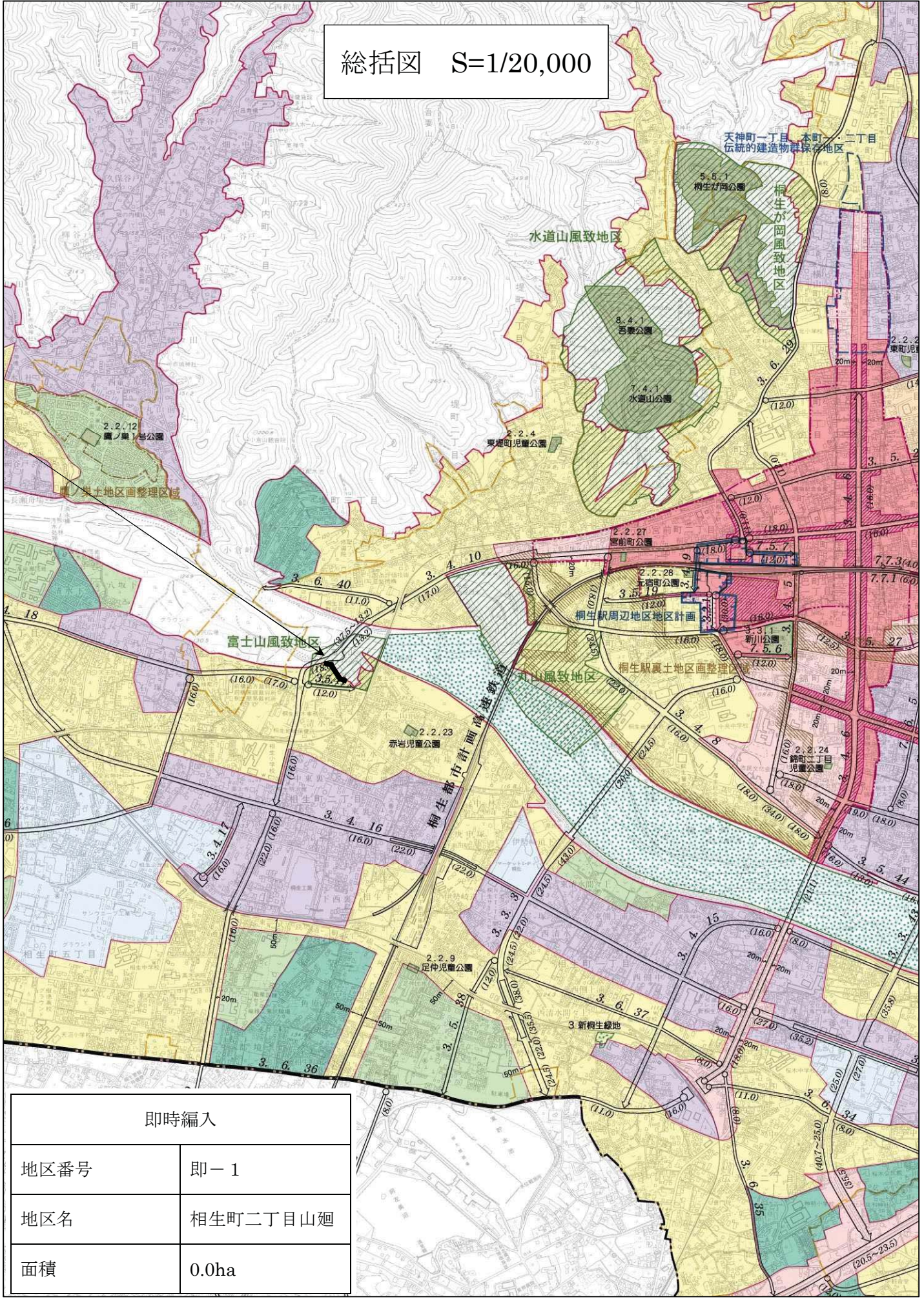
「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

年次 区分	新		旧	
	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)	平成22年 (基準年)	令和2年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	476.8千人	おおむね 451.0千人	483.2千人	おおむね 459.5千人
市街化区域内人口	334.3千人	※1 おおむね 317.8千人	341.9千人	※1 おおむね 324.1千人
配分する人口	—	おおむね 319.2千人	—	おおむね 325.8千人
保留する人口	—	—	—	—
（特定保留）	—	—	—	—
（一般保留）	—	—	—	—

※1 令和7年及び令和2年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

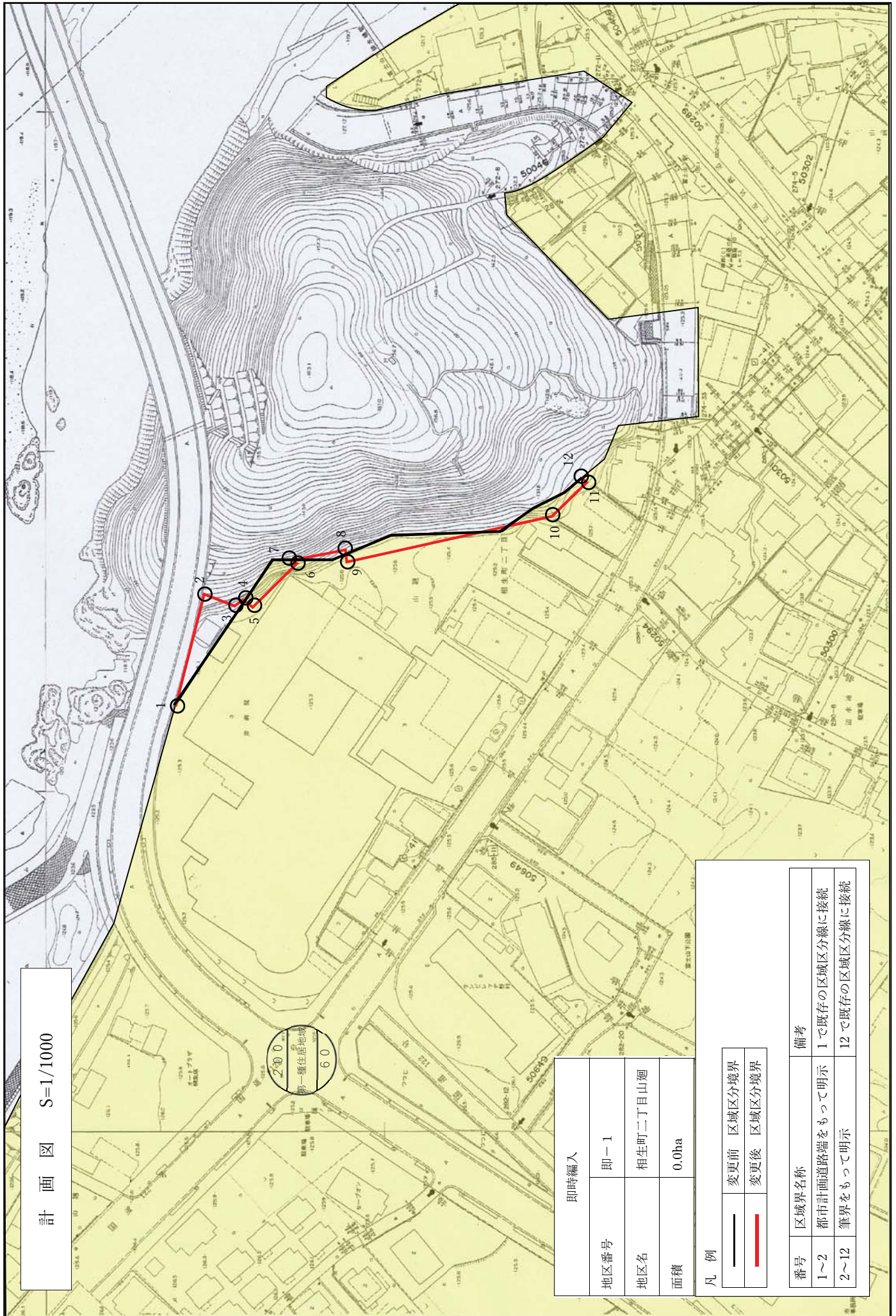
総括図 S=1/20,000



即時編入

地区番号	即-1
地区名	相生町二丁目山廻
面積	0.0ha

計画図 S=1/1000



即時編入	
地区番号	即-1
地区名	相生町二丁目山廻
面積	0.0ha

凡例		
—	変更前 区域区分境界	
—	変更後 区域区分境界	
番号	区域界名称	備考
1~2	都市計画道路端をもって明示	1で既存の区域区分線に接続
2~12	筆界をもって明示	12で既存の区域区分線に接続